

令和 5 年 6 月 度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 6 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 11 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 4 号 非農地証明について  
日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員 (0 名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13 名)

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝 太 郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0 名)

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 任 古 郷 真 吾	

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 6 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はありません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますこ

とをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 5 年 6 月 26 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 5 年 6 月 26 日一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7 番：清水 照夫 委員」と「8 番：関口 裕 委員」の両名にお願いいたします。

#### 議案第 1 号

会 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番及び番号 2 番  
(議案書：譲受人(非設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、内容等の説明)  
番号 1 番。現在、農業を営んでいますが、自宅に近く作業しやすい申請地と所有する農地を交換するため、申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。申請人はこれまでにも農業に従事しており問題ないと思います。

番号 2 番。現在、農業を営んでいますが、自宅に近く作業しやすい申請地と所有する農地を交換するため、申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。申請人はこれまでにも農業に従事しており問題ないと思います。以上、2 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

#### 番号 1 番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

#### 番号2番

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

#### 議案第2号

会 長 日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号1番及び番号2番  
(議案書：申請人、土地の表示、内容等の説明)  
番号1番。現在、市内で自営業をしておりますが、資材等の置場が不足しているため、露天資材置場として利用したく申請するもの。  
番号2番。現在、市内にて居住していますが、上神梅駅に程近く、乗降客等の需要が望めることから、露天駐車場として利用したく申請するもの。  
以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

#### 番号1番

会 長 番号1番について、大間々9区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、深澤です。地図の1番をご覧ください。〇〇のプールから西側へ約100メートルの場所に位置しています。特段転用しても問題ないかなと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

### 番号2番

会 長 番号2番について、大間々17区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、深澤です。地図の2番をご覧ください。〇〇を渡ります。国道122号を4キロメートルほど道なりに進みます。〇〇に降りる信号を右折し下がっていった所が申請地となります。草が茂っており、ミニトマトが植えられていました。土砂崩れを防ぐために若干土砂が敷いてありましたが、致し方なく、転用するには問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

### 議案第3号

会 長 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 始めに、3ページの番号1番から番号3番を説明します。

番号1番から番号3番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号1番。現在、市内にて製造販売業を営営していますが、手狭になってきたため、申請地を買い受け、倉庫として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第11-2工区。第3種農地。

番号2番。現在、市内にて運送業を営営していますが、駐車場が不足しており、申請地を買い受け、露天駐車場として利用したく申請するもの。鹿3087-2外1、計畑783㎡と一体利用。大間々用水土地改良区第9工区該当。第3種農地。

番号3番。現在、市内にて運送業を営営していますが、駐車場が不足しており、申請地を買い受け、露天駐車場として利用したく申請するもの。鹿3087-1、畑209㎡と一体利用。大間々用水土地改良区第9工区該当。第3種農地。

以上、3件の審議につきまして、よろしくお願いいいたします。

番号1番

会 長

番号1番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、清水です。地図の3番をご覧ください。県道69号線を南下します。〇〇のある信号を右折します。〇〇というヤードがあります。ヤードの切れ目を左折し、南下します。一つ目の十字路を越えてすぐ左側が申請地です。周囲は住宅と工場に囲まれております。申請地は牧草が生えておりますが、何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

会 長

番号2番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の4番をご覧ください。国道50号線、〇〇の信号から県道352号線、笠懸・赤堀今井線を300メートルほど西側へ直進します。左手に〇〇がございます。その先、50メートル直進した右手側が申請地です。周囲は雑種地と宅地に囲まれております。一体利用地含めて何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

番号3番

会 長

番号3番について、笠9区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の5番をご覧ください。申請地は地図4と同様の場所です。

同様に問題はないと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事務局 4ページの番号4番から番号5番を説明します。

番号4番及び番号5番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号4番。現在、県外にて太陽光発電事業を運営していますが、事業に適した申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。第2種農地。

番号5番。現在、市内にて居住していますが、譲渡人より申請地を買い受け、庭用地として利用したく申請するもの。始末書添付。第2種農地。

以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

#### 番号4番

会 長 番号4番について、東4区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、関口です。地図の6番をご覧ください。〇〇という地区になります。〇〇の南側が申請地となります。隣接地は同様の目的で転用許可を取得しており、何ら問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 本申請は譲渡人が複数いますが、一つの申請なのでしょうか。一つの申請だとすれば、それぞれの申請地の所有者が分かるように許可証に明記されていますか。それが分からないと法務局が登記できないと思いましたが伺います。

事務局 申請は一件として提出されております。またそれぞれの申請地の所有者が分かるように許可証に明記されております。

会 長 ほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

番号5番

会 長 番号5番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

会 長 始末書の朗読が終わりました。番号5番について、東1区の担当委員より説明をお願いします。

番号5番

会 長 番号5番について、東1区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、関口です。地図の7番をご覧ください。〇〇と〇〇の境に〇〇という川があります。〇〇という橋を渡って、左折します。道なりに150メートルほど進みます。五、六軒の集落の一番奥、右手側が申請地となります。始末書のとおり、昭和の時代より農地と道路と宅地を一体として利用している状況です。やむを得ないかと思しますので、慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

議案第4号

会 長 日程第4議案第4号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号1番  
(願出人、土地の表示等の説明)  
申請地は全面が山林状態となり農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願いたく申請するもの。  
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 番号1番について、東1区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 8 番をご覧ください。申請地は〇〇にございます。五、六年前より国が河川の床固工事を進めているところです。現地写真のとおり、河川の中に雑木が生えているような状況でして、非農地化するのに何ら問題はございません。ご審議のほどお願いいたします。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 国がなぜ申請地を非農地化したいのか意図が分かりません。理由を教えてください。

事務局 次回の総会までに確認しておきたいと思います。よろしくお願いします。

8 番委員 数年前より上流の大畑橋から下流に向かって災害防止のための床固工事を国が行っているようです。工事に伴う用地買収を行うために非農地化したいのだと思われませんが、次回までに事務局の方で確認をお願いします。

会 長 そのほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

#### 議案第 5 号

会 長 日程第 5 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は新規設定が 1 件、再設定が 7 件ございます。  
(議案書：利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)

新規設定 1 件の地積合計は、710 m<sup>2</sup>となります。

以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)



会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番は可決いたします。

事務局 再設定7件の地積合計は、7,967㎡となります。  
以上7件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号7番について採決をいたします。番号1番から番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番は可決いたします。

会 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和5年6月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和5年6月26日 午後2時11分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

7 番委員

.....

8 番委員

.....